

板倉直壽行政書士の懲戒処分に関して

平成28年8月12日、静岡県は、板倉直壽行政書士に対し、行政書士法第十四条の規定により、業務停止の懲戒処分を下しました。
業務停止期間は8月12日より2か月間とのことです。

行政書士法 第十四条

行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したときまたは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の停止

(原文ママ)

静岡県ホームページより

[http://www2.pref.shizuoka.jp/ALL/kenkoho.nsf/webview2/BBF93D845EE6B9B749258005002A126B/\\$FILE/gyoseiitakura.pdf](http://www2.pref.shizuoka.jp/ALL/kenkoho.nsf/webview2/BBF93D845EE6B9B749258005002A126B/$FILE/gyoseiitakura.pdf)

日本行政書士会連合会発表の綱紀事案の公表では、板倉氏は、法律上の助言を行うなどの弁護士以外には禁じられている行為を行い、報酬を得たとする処分理由が掲載されています。

日本行政書士会連合会ホームページより

<https://www.gyosei.or.jp/wp-content/uploads/2016/03/884a21307e1db8c6385962919c233193.pdf>

日本情報機構では、板倉氏について多くのお問合せをいただいていることを受け、板倉氏が運営するホームページを通し、行政書士の職分について注視しておりました。

板倉氏が運営するホームページ (<http://ginzanokaze.la.coocan.jp/>) は、行政書士には認められていない法律的判断、明らかに事実と異なる内容の記載、事実とは異なる内容を事実であるかのように記載するなど、競馬予想サービスを利用された方を対象に広宣活動をしています。これらの内容を記載する際、私見や偏向した見解などで構成されている事、およそ行政書士たるに相応しくない過激な表現を用いている事などは、社会性や品位を欠いていると言わざるを得ず、当社団としても大変遺憾に思う次第です。

昨今の情報化社会においてインターネットの果たす役割は重要な位置づけとなり、影響力は極めて多大である事は周知の事実です。ことさら法曹関係者として運営するホームページは、その社会的な立場からも責任は重く、なお一層の社会性や品位、何より正確性が求められるべきであると考えております。

今回の処分により、板倉氏が弁護士以外に禁じられている行為を行い、不当に報酬を得ていたことが明らかとなり、こうしたことから行政書士の職分を逸脱し業務を行ってきたことが証明されたといえます。

当社団では、諸先生方、有識者の方々の見解を求め、厳格に対処して参る所存です。

一般社団法人 日本情報機構